

古代・中世

奈良・平安時代

一 〔続日本紀〕 慶雲三年七月二十四日乙丑

丹波・但馬二国山火、遣使、奉幣帛于神祇、即雷声忽
応、不撲自滅、

○ 市内佐野に雷神社が鎮座し、『続日本後紀』承和九年十月十五日条等にその名が見える。

二 〔東南院文書〕 但馬国司解

但馬国司解 申進上奴婢事

合進上奴婢五人三人婢 佃稻肆仟伍伯五拾束

奴池麻呂年廿四 曆左上黒子 佃稻玖伯束

右、出石郡少坂郷戸主外従七位下宗賀部乳主之奴

奴糟麻呂年廿四 右目後疵 佃稻玖伯束

右、同郡穴見郷戸主大生直山方之奴

奴藤麻呂年十五 鼻折左辺黒子 佃稻捌伯束

右、同郡穴見郷戸主土師部美波賀志之奴

婢田吉女年十九 左頬黒子 佃稻壹仟束

右、朝来郡桑市郷戸主赤染部大野之婢

婢小当女年十七 頸右黒子 佃稻玖伯伍拾束

右、二方郡波太郷戸主采女直真嶋戸采女直玉手女

之婢

以前、被民部省去天平勝宝元年九月廿日符僈、被太政
官今月十七日符僈、被大納言正三位藤原朝臣仲麻呂宣
僈、奉 勅、奴婢年卅已下十五已上、容貌端正、用正
税充佃直、和買貢進者、省宜承知、依前件数、仰下諸
国、令買貢上、但不論奴婢、随得而已者、国宜承知、
依状施行者、謹依符旨、件奴婢買取進上如前、仍便付
朝集使目従六位下賀茂直秋麻呂申送、謹解、

天平勝宝二年正月八日史生従八位上土師宿祿「田次」
（自署以下同シ）

從五位下行守勳十二等楊胡史「真身」正六位上行據縣犬養宿祢「吉男」

〔送東大寺、

同月十七日調信女宣

(紫微)
少忠出雲臣屋万里奉

○紙面に「但馬国印」二十五を捺す。

守從五位下勳十二等楊胡史「真身」據正六位上縣犬養宿祢「吉男」

○紙面に「但馬国印」十四を捺す。

(付載)

〔東南院文書〕 奴婢買進印書送文

近江国 但馬国 丹後国

右、三国奴婢買進上印書各一枚、依造寺司舍人美努

三盖口状、即付三盖、送造寺司務所如前、

天平勝宝二年五月九日

上座安寛

三 〔東南院文書〕 但馬国司牒

但馬国司牒上 造東大寺司

合進上奴式人

奴池麻呂

奴糟麻呂

右件奴、依民部省去天平勝宝元年九月廿日符、以去正

月八日進上已訖、此无故以二月廿六日逃來、仍捉奴正

身、付本主大生部直山方等、進上如前、今具事状、謹

牒、

天平勝宝二年三月六日史生正七位上臣勢朝臣(巨)古万呂(自密以下同シ)

四 〔東南院文書〕 但馬国司牒

但馬国司牒上 造東大寺司

奴藤麻呂

右件奴、依民部省去天平勝宝元年九月廿日符、以去

正月八日進上已訖、此无故以四月廿五日逃來、仍捉

奴正身、付本土師部美岐賀志、進上如前、謹牒、
(波力)

天平勝宝二年五月九日史生從八位上土師宿祿「田次」
(自署以下同シ)

正六位上行掾縣犬養宿祿「吉男」

○紙面に「但馬国印」八を捺す。

五 〔東南院文書〕 東大寺三綱牒案

返抄案

東大寺三綱 牒但馬国司

一 奴藤麻呂

一 右件奴、依五月九日牒旨所已請乞訖、仍附奴主土師
報牒

了美波加志、如前、今注狀、以牒、

一 奴池麻呂 糟麻呂

右得四三月六日牒云、奴池麻呂等无故以二月廿

六日逃來、仍捉奴正身、附本土大生部直山方等、

進上者、即以三月十六日逃亡、今注狀、以牒、

天平勝宝二年五月十三日 都維那僧

上坐法師
(安寛)

知事法師

六 〔東南院文書〕 但馬国司牒

(端裏書)
〔但馬〕

但馬国司牒上 造東大寺司

奴糟麻呂

牒、件奴依民部省去天平勝宝元年九月廿日符、以去正

月八日進上已訖、此无故以二月廿六日逃來、即捉正身

以三月六日進上已訖、此亦以今月二日逃來、仍捉正身

付本土大生部直山方進上如前、至、請准狀領納、以牒、

天平勝宝二年六月廿六日史生正七位上臣勢朝臣「古方呂」牒
(自署以下同シ)

據正六位上縣犬養宿祿「吉男」

守外從五位下勳十二等壬生使主「宇太萬侶」

〓^(二方カ)了^(部)豐嶋六斤^(斗カ)

○紙面に「但馬国印」十二を捺す。

七 「東南院文書」 東大寺三綱牒案

^(續裏書)
枚三

奴婢帳 天平勝宝二年

案文

□^(東)大寺三綱 牒但馬国司

奴糟麻呂 奴池麻呂同日逃走

牒、上件奴、重數逃走、故即付本主大生山方還送、但

合先官符交易貢上耳、今注状以牒、

天平勝宝二年七月二日 都維那僧

^(安寛)
上坐法師

知事法師

八 「平城宮出土木簡」 官符真進物付札

但馬国城埜郡那佐郷^(ママ)官府腊^(張カ)龍 神護景雲三年□〓

九 「福成寺遺跡出土木簡」

□^(繩カ)前^(負カ)□

○この木簡は奈良時代のもので推定されるので、しばらくここに収める。

一〇 「続日本後紀」 承和九年二月二十九日甲午

以但馬国城埜郡寿永寺、為定額寺、

二 「続日本後紀」 承和九年十月十五日乙亥

但馬国気多郡山神・雷神・戸神・蜀椒神・城埜郡海神等五前、並預官社、

三 〔日本三代実録〕 貞觀十年十二月二十七日丙戌

授但馬国從五位上出石神・粟鹿神並正五位下、從五位

下山神・戸神・雷神・櫛椒神・海神並從五位上、

庄園等拾壹箇所事

(中略)

但馬国大浜庄

(中略)

右依御処分、副公驗等、奉送禪師君御坊、如件、

応和元年六月五日

散位藤原

中務少丞小野判

三 〔日本三代実録〕 貞觀十五年十二月十七日戊申

但馬国城崎郡澇旱、百姓窮困者漆伯肆拾漆人給復一年、

別当修理亮上毛野朝臣判

図書頭百濟王判

四 〔日本三代実録〕 仁和元年二月十日丙申

春宮大進藤原朝臣判

授(中略)但馬国正六位上絹卷神、(中略)並從五位下、

前令小野判

五 〔門葉記〕 卷一四〇 雑決一 妙香院

一六 〔門葉記〕 卷一四〇 雑決一 妙香院

慈忍和尚御遺誠云、『永祿二年二月十三日云々、』

九条右丞相御讓状云、

一所領別院並庄園事

〔奉送〕

別院

(中略)

庄家

(中略)

但馬国大浜庄

(中略)

已上四箇庄官省符已成之了、

右庄等拾箇庄施入妙香院了、施入之本意、偏不充仏祈、

以件地子可充院用並君達祈、件庄々触事若有愁申、隨

其便宜事由申被此君達、丁寧勞濟之、但件庄々等事、

院司等執申親近御房、一向隨被仰、不可違失之、

已上取要、

二七 〔門葉記〕

卷一四〇
雜決一

〇妙香院庄園目錄

十一箇所事、
康平六年五月二十日注之、

(中略)

一但馬国大浜庄

(中略)

已上十一箇所載九条右府之応和元年六月五日御処分

送文也、

一六 〔大岡寺文書〕 大岡寺敷地山林注文案

注進 大岡寺敷地山林事

合

一 惣寺内

在大坂古久道祖谷川 西横道境
西野谷、北野谷、槻谷

四 至

東限 杭野坂鳥居、南限 河会坂鳥居、
西限 太多坂鳥居、北限 榑坂鳥居、

一 別院内

在二谷、東谷号院内寺僧住所、
西谷号社内寺宮神人住所、

本仏葉師堂 地主大岡社 客人白山社

護法所 拜殿

温屋

僧坊等

四 至

東限 日置尾、南限 古久神前横道、
西限 月置尾、北限 大岡禪頂御在所、

右所注進如件、

永曆二年八月七日

都維那法師在判

寺主大法師在判

上座大法師在判

案主紀朝臣在判

○弘安八年「但馬国太田文」によると「樋爪国領」に「河会」「杭野保」の地名が見える。

一九 「福成寺遺跡出土木簡」

□長石子 正丸 水取今丸

一□女

□□中丸 御文丸 牛甘長丸 □□馬丸 南日女

||

|| 稲□□女 □□女

吉成女 □

○この木簡は平安時代のもので推定されるので、しばらくここに収める。

鎌倉時代

二〇 「玉葉」 文治二年二月四日壬子

藏人次官定経来申条々事、申次兼親、(中略)

一日吉社司申、但馬国木前莊馬足米、(城崎)為国司被妨事、

同奏聞之處、可問国司者、

仰、早可問之、

二一 「島田家文書」 長講堂領目録

(追筆)「以建久三年定文注進之、」

注進

御庄々一年中課役事付寺役并本支配内不勤物等

合

(中略)

朝来新田庄

元三雜事

御簾五間

砂六兩

廻御菜一日毎月八日

門兵士六人四尾三人
同北門三人 閏月各卅ヶ日

御更衣畳四枚紫 十月料

(中略)

木前庄(殿前)

元三雜事

御簾三間

砂三兩

三月御八講砂二兩

半飼衣服正月料

上絹二疋

御座三枚改四 大文一、
小文三、

御座四枚小文二、
紫一、

綿二十兩

六丈布二反

御更衣畳三枚紫 十月料

門兵士三人四尾門 十一月中旬内五ヶ日

不勤之
移花十枚

善住寺

不勤一問
元三御簾二間

(中略)

建久二年十月 日注進之、

○ 弘安八年「但馬国太田文」によると「朝来郡朝来庄」と「城崎郡新田庄」は別箇の庄園。同じく「善住寺」は「出石郡」内にある。

三 「大徳寺文書」 後白河院序下文案

院序

可永停止大嘗会・造野宮・宇佐勅使・住吉造宮・造内裏・御願寺塔以下勅院事国役并国郡司甲乙諸人等

妨、令從二位高階朝臣家知行京中諸国領地庄園事、

京地老町高松殿跡

山城国松井寺西庄西院内院御領

(中略)

但馬国朝来新田庄院御領

(中略)

右、件領地庄園、或為御願寺領寺領、帶起請符、或為

相伝□、更無有牢籠、或又以私領寄進、或又以地利修

御願、各帶數通之序下文、無有一事之違濫、因茲、彼

二位家領掌之後、歲月已尚、旁帶嚴重之龜鏡、何及向

後之孤疑、然猶為遺炳誠於方来、重所。降院宣於當時

也、自今以後、彼庄大嘗會(遣)野宮宇佐勅使住吉造宮造

内裏御願寺塔以下勅院事国役并国郡司甲乙諸人妨等永

從停止、令彼二位家子孫相伝進領掌、於此条者、御

起請趣一同蓮華王院御領、一事以上可依彼例、但有及

末代背其旨者、殊奏 公家、宜奉 天憐、代々聖上必

垂哀恤、国々宰吏勿致蔑爾、何主不在我之後裔、誰人

不在我之旧僕、一事一言乖之違之者、国王皇帝殊加教

誡、天神地祇恭致証罰、我速証九品者、以仏眼兮察之、

我暫在三有者、以怨念兮報之、遠及七代、旁蒙冥譴、

永空二世、墮在惡趣矣、院司等謹奉起請之 叡旨、新

勒施行之在状、彼国々司等勿違失者、

建久三年三月 日

○この文書の末尾に別当左大臣藤原実房以下院司四十二名の
署判がある。

三三 〔吾妻鏡〕 建久四年三月十六日癸未

平家与党越中二郎兵衛尉盛繼(平)已下隱居近国之由、有風

聞、早可追討之由、被仰兵衛尉基清(後徳)云々、

(付載)

〔吾妻鏡〕 建久三年二月二十四日丁卯

於武藏国六連海辺、囚人上総五郎兵衛尉忠光梟首、
 義盛奉之、日来断漿水云々、推問之間、申云、更無
 同類、但越中次郎兵衛尉盛繼、去年之比隱居丹波国、
 彼同存会稽之志歟、於當時者難知在所、曾不定一所
 云々、

(参考)

〔平家物語 覚一〕 卷十二 六代被斬

平家の侍越中次郎兵衛盛嗣(継)は但馬国へ落行て氣比
 四郎道弘が掣にな(つ)てぞゐたりける、道弘、越中次
 郎兵衛とはしらざりけり、され共錐袋にたまらぬ風
 情にて、よるになればし(身)うとが馬ひきい(馳)だいてはせ
(引)ひきしたり、海の底十四五町、廿町くぶりな(ん)どし

ければ、地頭守護あやしみける程に、何としてかも
 れ聞えたりけん、鎌倉殿御教書を下されけり。「但
 馬国住人朝倉太郎大夫高清、平家の侍越中次郎兵衛
 盛嗣、当国に居住のよしきこしめす、めし進せよ」
 と仰下さる、氣比四郎は朝倉大夫が掣なりければ、
 よびよせて、いかゞしてからめむずると儀するに、
 「湯屋にてからむべし」とて、湯にいれて、したた
 かなるもの五六人おろしあはせてからめむとするに、
 とりつけばなげたおされ、をきあがればけたおさる、
 互に身はぬれたり、とりもためず。され共衆力に強
 力かなはぬ事なれば、二三十人ば(つ)とよ(つ)て、太
 刀のみね長刀の多にてうちなやしてからめとり、や
 がて関東へまいらせたりければ、御まへにひ(つ)す
 ゑさせて、事の子細をめし(問)とはる、「いかに汝は同
 平家の侍といひながら、故親にてあんなるに、しな(死)
 ざりけるぞ」、「それはあまりに平家のもろくほろび

てましく候間、もしやとねらひまいらせ候つるなり、太刀のみのよきをも、征矢の尻のかねよきをも、鎌倉殿の御ためとこそこしらへも（身）て候つれ共、是程に運命つきはて候ぬるうへは、とかう申にをよび候はず、「心ざしの程はゆゝしかりけり、頼朝をたのまばたすけてつかはんは、いかに」、「勇士二主に仕へず、盛嗣程の者に御心ゆるしし給ひては、かならず御後悔候べし、たゞ御恩にはとく／＼頸をめされ候へ」と申ければ、「さらば（斬）きれ」とて、由井の浜にひきいだひて、き（こ）て（ん）げり、ほめぬものこそなかりけれ、

（参考）

〔平家物語 長門〕 卷第 二十 悪七兵衛景清事

越中次郎兵衛盛次は都にも安堵し難くて、但馬国に落行きて、氣比権守道広（弘）か許にかくれ居たり、人

是をしらす、始は厩につかはれて馬を飼ける、馬をもよく飼けり、馬あらひに出つゝ、馬に乗て馳たりあかゝせたり物射まねなんとしけり、後には道広か娘の有ける方へ遣はして、今参の能くつかはるゝそ、とのいなとさせよとて遣はしけり、次第に在つる程に、いかゝしたりけん、彼娘に近付て、よな／＼忍ひて通ひけり、雉囊をとおす風情にて隠なりけり、道広も、越中次郎兵衛盛次にてありと知りけり、盛次忍ひ度々京へ上て、年比知りたりける女の許へそ通ける、或夜、彼女、さても何くにおはするそ、かやうに昔のよしみを忘れ給はで、情をかける給へは、露おろそかに思奉らすと懇に申ければ、我は但馬国氣比権守道広と云者の許にあり、あなかしこ、人に披露すなとを語ける、鎌倉殿より越中次郎兵衛盛次をからめも討もまいらせたらん者は、勸賞を可被行よし鎌倉殿より披露あり、いつくにか隠居

たらん、搦めて蒙勸賞はやとそ申ける、盛次かさばかり披露すなど打とけてかたりたるに、女のうたてさは、わらはこそ次郎兵衛があり所はしりたれと申たりければ、男よろこびて、女によくく尋問て、鎌倉殿に此由を申す、頓て氣比權守道広に仰て、かためて参らすへき由、建久五年の比仰られにけり、道広、境節大番にて在京したりけり、吾身は下らす、妹鞞朝倉大夫高清并家人等に越中次郎兵衛盛次からめてまいらせよ、相かまへてにかすなとそ申たりける、たやすくも討へくもなかりければ、温室にて搦むへしとて、温室におろして、したゝかももの七八人用意したり、盛次温室におりけるに、腰刀に帯を巻て、温室の内のなけしにぞ置ける、是用心のため也、盛次、温室にをりたり、此七八人のもの、からめんとす、盛次さしりたるとて、己等には一度もからめらるまじきそといひて、温室の内をはしり出たり、

にけもかくれもしつるものならば、權守か大事になるへし、又からめられすしてあらは、覚束なくも恐しくも、汝等おもはんすれば、にくまし、繩にて出しはらるましといひて、帯をもて、心としはられけり、氣比權守、盛次を鎌倉殿へ参らせたりければ、盛次を召出て、いかに汝は平家の侍なから、平家の一門にてあんなるに、西海の浪の上にて、平家の人々と一所にて討死をもなとせさりけるそと仰られければ、平家の公達させるし出したる事もなくてほろひ給ぬ、よき主をも取候かとてこそ残り留て候へとそ申ける、抑汝は九郎につかはれけるなど仰られければ、さる事候き、若や伺奉候とて、近附奉候しかとも、判官殿、意得たりけにて、心ゆるしも候はず、夜は御ふしとも人にしられすしておはしまし候しかは、おそろしくて、おのつから走向には見参に入事候しか共、御目をはたと見合候ておはしまし候しか

は、少もすぎま候はて、組進らせんと思ふ心も候は
 す、都を落ちさせ給て後は、御心おかせ給て、在所
 をも知せ給ねは、さてこそ候しか、其後は腰刀のか
 ねよきも、征矢の尻のかねよく候も、鎌倉殿の御為
 とこそ、おしみ持て候つれとも、今は運尽て、かく
 召とられ候ぬるうへは、力及はずとこそ申けれ、鎌
 倉殿うちなつきて、是等生て召つかはゝやと思給
 けれ共、平家侍の中には、これら一二の者也、虎を
 養ふ愁ありとて、終に盛次きられにけり、大名小名
 惜まぬ人もなかりけり、

○「八坂本平家物語」では、但馬守護足立左衛門が盛継を捕
 えたとする。

二四 〔仁和寺文書〕 但馬国司庁宣

庁宣 留守所

可早任先例免除御室御領參簡所大嘗会用途事

禾賀庄

新井庄

大内庄

右庄々、先例免除証文顯然也、仍可令免除之状、所宣
 如件、以宣、

建久九年九月 日

大介高階朝臣（盛仲）（花押）

二五 〔猪隈関白記〕 建仁元年正月十七日戊辰

天晴、藏人弁長兼相具文書并記録所勘状来云、此兩条
 可量申之由、（後鳥羽）有院仰者、

（中略）

一平等院領但馬国榎爪庄与妙香院領同国大浜庄相論事

留文書等委披見、後日可申之由。中了、

三六 〔猪隈関白記〕 建仁元年正月二十一日壬申

晴陰不同、時々微雨、藏人弁長兼来、去十七日所被仰
下之両条事、(近衛家史)余量申云、(中略)平等院領与妙香院領
(備爪庄)相論事、沙汰久罷成、度々両方に有裁許、猶重被尋子
(大浜庄)細於両方、可被裁許者、返進文書等、

(中略)

右已上寺院領所房舍聖教併讓進朝仁親王已訖已下略之、

建曆三年二月 日

前大僧正判 故注進状

三六 〔洞院部類記〕 六 平親範置文

条々事

一 平等・尊重・護法寺等事

平等寺 莫原親王建立、元在広隆寺西、

(中略)

尊重寺 眞祖平宰相親信卿建立、元在五辻、

(中略)

護法寺 亡父三位入道範家卿建立、元在伏見里、

(中略)

此外円智私領三箇所寄附三寺、

三七 〔門葉記〕 卷一四一 雜決 二一

御門跡領総目錄

一 無動寺領

(中略)

但馬国

小田井社

(中略)

一 三昧院領

一所 但馬国木前庄(筑前)、依為寺務人、附明禪僧部、

(中略)

毎年八講布施料、鷲眼拾貫可為年貢、其外不可有課

役、

已上三寺并諸庄子細如此、抑洒此出雲地境内、建立五
間之精舎、安置三所之本尊、以西擬平等寺、以東擬尊
重寺、以中擬護法寺、殊以三寺忽為一堂、是則根本中
堂之例、仏法繁昌之料也、

(中略)

建保二年甲戌二月十七日(壬親飽)沙門在判記之、

○沙門(平定經)・治部卿平親輔以下一門十六名の署判があ
る。

元 (公卿補任) 承久三年頃

七月廿四日、雅成親王但馬国(中略)各
下向

三〇 (百鍊抄) 承久三年七月二十四日丙午

(雅成親王)
六条宮遷御但馬国云々、

三一 (承久三年四年日次記) 承久三年七月二十
四日丙午

六条宮雅成行啓但馬国、

三二 (吾妻鏡) 承久三年七月二十四日丁未(丙午)

六条宮遷坐但馬国給、法橋昌明可奉守護之由、(北条時房)
相州・
(北条時時)
武州加下知、

(付載)

(承久記) 下 承久三年七月二十四日

六条宮、但馬国(中略)へ被移給フ、

(付載)

〔承久軍物語〕 六 承久三年七月二十四日

六てうのみやは、たしまのくにうつされ給へは、
(常陸房昌明)
ひたちばうしやうめいあつかり奉る、

(付載)

〔承久兵乱記〕 下 志んいんみやく／＼なかされた
まふ事

(七月)
おなしき廿四日、六てうのみやたしまの国にうつさ
れさせ給ふ、かつら河より御こしにうつらせ給ふ、
大江山いくのゝみちにかゝらせ給ひて、かのくにへ
そつかせ給ふ、

(付載)

〔承久記〕 下 承久三年七月二十四日
慈光寺本

六条宮ヲハ、但馬ノ室ノ朝倉ニ流シマイラス、此宮

ヲハ、取分、宣陽門院ノ御子ニシマイラセラレテ、
モテナシカシツキ給ヒシニ、唯女房殿上人三四人ニ
テ出サセ給シモ、アサマシカリシ事トモナリ、

(付載)

〔皇代曆〕四 後堀河天皇 承久三年

七月廿日、三品雅成親王号六 奉移但馬国、中宮大
進長宗供奉云々、同廿四日、六条宮下向但馬国、

(参考)

〔雅成親王御由緒書〕 雅成親王奉守護伝来記

原本井奥ト申ス家之祖者、往昔ハ伊和狭ミト称ス、
(中略) 然ルニ本井伊和狭ミ、天元年中当テ、本井谷
ヨリ再転シ、即今当村之西之宮ト号セシ地ヲ開キ、
高岡生塩八柝古礎ト号シ、草宇大家ヲ営テ、本井奥
ト名ヲ改メ、族属于茲住居セシハ凡十世、年経三百

有余年伝フ、是ヲ中昔ト云ヘリ、時ニ当テ、本井奥家ニ二女子有テ、男子ナキヲ悲際、承久三年七月於テ、雅成親王尊、当国幸臨シ賜フヨリ、彼之高岡生塩八杓古礎ト号セシ地ヲ改、高屋村西之宮黒木御所ト称シ、御館ヲ奉建立、御所様ト称シ遷座シ賜ヒ御守護候処、(下略)

(参考)

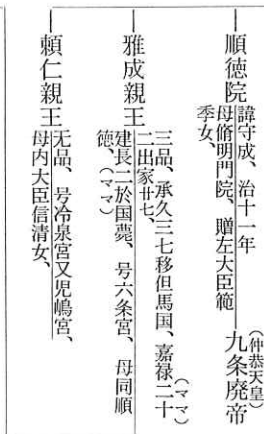
〔但州癸元記〕

四ノ宮雅成親王、当国へ左遷セラレ玉ヒテ、長九郎義泰之ヲ預リ奉リ、城崎郡高屋ノ谷黒木ノ御所ニ住ミ給フ事(中略)則チ当国ノ守護代、長ノ九郎義泰預リ奉テ、城崎郡高屋ノ郷ニ黒木ノ御所ヲ建テ、長井治郎田結庄三郎是ヲ守護ス、則チ右黒木ノ御所高座村ニ于今於テ其旧跡残レリ、

(付載)

〔本朝皇胤紹運録〕 卷第六十

後鳥羽院 土御門院



(付載)

〔百鍊抄〕

正治二年九月十一日



修明
二位殿御産、(雅成親王)
皇子

(付載)

〔猪隈関白記〕 正治二年九月十一日甲子

天晴、午時許二位産男子云々、

○ 雅成親王生誕に関する記事は、このほか「明月記」「玉葉」「源家長日記」「御産御祈記」等に見える。

(付載)

〔猪隈関白記〕 正治二年十月八日辛卯

天氣好、此日若宮初御行云々、(近衛基通)
殿下依院仰供奉給也、

御直衣、御隨身褐衣垂袴壺胡繻如例、
前驅八人許、著束帶、櫛櫛毛御車也、

極第渡給院二条東洞院第、自院御所令還宣陽門院六

条第給云々、可為養子云々、

○ この日、雅成親王御行始。宣陽門院の養子となる。

(付載)

〔百鍊抄〕 元久元年正月九日

今日、(後鳥羽)
上皇皇子被下親王宣旨(雅成)、於宣陽門院御所、

有御著袴事、上皇御幸、(九条良経)
摂政・右大臣已下参入、有

御遊、

○ 親王宣下・著袴の記事は「明月記」同日条にも見える。

(付載)

〔猪隈関白記〕 承元二年十一月十四日庚戌

天晴、此日第四皇子雅成親王(御年九歳)、有御読書始事、

御注、(高陽院)
於院殿也、有此事、

○ 読書始の記事は「百鍊抄」「明月記」同日条にも見える。

(付載)

〔親王元服部類記(玉藥)〕

建曆二年十二月二
十二日甲午

天晴、酉刻以後雨降、今日雅成親王仙院第四子、今上同母弟也、生年十三、

於高陽院加元服、追保延五年例、院并脩明門院同宿、(中略)

親王於本御所令著御裝束給、殿上童裝束也、赤色織

物浮文尻長袍、黑半臂、躑躅下重、濃色袖單重等也、

有文玉丸柄帶糸鞋、件御裝束本家年預家司經時朝臣調進之、

奉仕御總角、但不用綵、是左毛美津良也、給祿、此間宗房來開

殿上戸、本同之也、藤大納言師經起座了、御裝束了、先之

參院御方給(中略)容貌優美不耻上古歟、衆人感歎、

進退神妙々々、此間上皇出御々々座、(中略)召親王、

無揖、伺氣即親王起座出自上戸、經對南西広庇右大将取御下襲如色許也、

初、并透渡殿、入寢殿南庇東面戸著座給、西(中略)

次左大臣仰理髮可奉仕之由、頭中將經通朝臣參進、

自当間經簀子、置懸、膝於長押也、著輿座、先取御冠薄額、拔懸巾子、

如元返置之、次開唐匣取出櫛巾、於座前開之、解御

本結、次理髮、其儀不見及可尋記、此間親王南面伏給、入御

巾子退、經自長押經簀子退、候透渡殿、(中略)此間

親王更御髮取置髮、攝水鬘、改著御裝束、(中略)此間親王裝束

了出休所、(中略)当御座間北面拜舞給、不執笏、結、左右左也、此立明(間脫カ)法如板、

御隨身此立明(間脫カ)跪候、御作法神妙、衆人感歎驚目而已、御拜了

自本路入御休廬、

(付載)

〔明月記〕 建曆二年十二月二十三日

辰時雨止、(中略)親王參著給、(中略)理髮經通朝臣

參著円座、理髮良久退下、次加冠進加御冠復座、親

王退入休息所、(中略)次勸坏、次御遊、次親王叙品

之後、又改著三品袍如初拜給、

○雅成親王元服の記事は他に「百鍊抄」「仁和寺日次記」等に
見える。

(付載)

〔明月記〕 建保元年四月十七日

天晴、東洞院大路見物車多立、今夜（種大納言原）通光卿娘（種大納言原）參六条

宮親王、云々、

○ 婚儀の詳細は「明月記」四月十八・十九日条に見える。

〔付載〕

〔吾妻鏡〕 承久元年二月十三日庚戌

寅刻、信濃守行光上洛、是六条宮・冷泉宮兩所之間、
為関東將軍可令下向御也、（北条政子）禪定二位家令申給之使節
也、宿老御家人亦捧連署奏狀、望此事云々、

〔付載〕

〔吾妻鏡〕 承久元年閏二月十二日戊寅

信濃前司行光使者參著、彼宮御下向事、今月一日達
天聽、於仙洞有其沙汰、兩所中一所必可令下向給、
但非当时事之由、同四日被仰下、此上可帰參敷之由
申之、

〔付載〕

〔吾妻鏡〕 承久元年閏二月十四日庚辰

行光使者帰洛、彼御下向事、猶以可為近々之由、可
伺奏聞之趣被仰遣云、

〔付載〕

〔愚管抄〕 六

カ、リケルホドニ、尼二位使ヲ参ラスル、行光トテ
年ゴロ政所ノ事サタセサセテイミジキ者トツカイケ
リ、成功マイラセテ信濃ノ守ニナリタル者也、二品
ノ熊野詣デモ、奉行シテノボリタリケル物ヲマイラ
セテ、「院ノ宮コノ中ニサモ候ヌベカラシム、御下
向候テ、ソレヲ將軍ニナシマイラセテ持マイラセラ
レ候へ、將軍ガアトノ武士、イマハアリツキテ数百
候ガ、主人ヲウシナイ候テ、一定ヤウノ心モ

キ候スベシ、サテコソノドマリ候ハメ」ト申タリケリ、コノ事ハ、熊野詣ノレウニノボリタリケルニ、実朝ガアリシ時、子モマウケヌニ、サヤアルベキナド、卿二位モノガタリシタリト聞ヘシ名残ニヤ、カ、ル事ヲ申タリケル、信清ノヲトゞノムスメニ西ノ御方トテ、院ニ候ヲバ卿二位子ニシタルガ腹ニ、院ノ宮ウミマイラセタルヲ、スグル御前ト名付テ、卿二位ガヤシナイマイラセタル、ハジメハ三井寺ヘ法師ニナシマイラセントテアリケル、猶御元服有テ親王ニテヲハシマスヲ、モテアツカイテ位ノ心モ深く、サラズハ將軍ニマレナド思ニヤ、人ノニク、テカク推量ドモヲスルニコソ、イカデカマコトノ心アラン人サハ思フベキ、位アラソイバカリハ昔ヨリキコユル事ナレド、今ハソノ心有ベクモナシ、院ノ御気色ヲミナガラハイカニ、サテ此宮所望ノコトヲ上皇キコシメシテ、「イカニ将来ニコノ日本国ニニ分ル事

ヲバシヲカンゾ、コハイカニ」ト有マジキコトニヲボシメシテ、「エアラジ」トヲホセラレニケリ、

(付載)

〔承久軍物語〕

かまくらには、三代將軍の跡たえ、しよくをつぐへき君だちもましまさねは、あまみだい所しはらくせいたうをきこしめしけり、然れとも女身は不定なれは、憚おほしめして、(女脱カ)しの判官ゆきみつを御使として、みかとへそうし申されけるは、六てうのみや、冷泉れんぜいのみや御両所の内、御一人くはんとうへ御下かうましまさは、將軍家とあふぎ奉るへしとのたまふに、一院いかゝおほしめしけん、京といなかに御兄弟ならひ給はんこと、いかゝあるへからんとて、りやうじやうし給はず、これにつけても君の叡慮、

万人おとろぎあやしみ奉る事ありけり、

(付載)

〔吾妻鏡〕 承久三年五月二十一日甲辰

午剋一条大夫頼氏自京都下著去十六日
出京云々、到二品亭、(北条政子)(中

略)以雖候院中、(後鳥羽)独不忘旧好馳参云々、二品乍感悦、

尋京都形勢、頼氏述委曲、自去月洛中不静、人成恐怖

之处、十四日晚景召親広入道、又被召籠右幕下父子、

十五日朝、官軍競起、警衛高陽院殿門々、凡一千七

百余騎云々、内蔵頭清範著到之、次範茂卿為御使被

奉迎新院、(順徳)則御幸、御布与彼卿同車也、次土御門院

御鳥帽子直衣、(垂)与六条冷泉等宮、各密々入御高陽院殿、(雅成)卿二品御同車、

○同年五月十四日、後鳥羽上皇、北条義時追討の院宣を下す。
雅成親王は承久の乱において父後鳥羽と行動を共にする。

(付載)

〔百鍊抄〕 承久三年六月八日辛酉

一院、土御門院、新院、六条冷泉兩宮御登山、洛中

貴賤東西馳走、

○京方の敗報に接し後鳥羽上皇ら比叡山へ御幸、雅成親王も

これに従う。「承久三年四年日次記」「吾妻鏡」同日条その
他に同様の記事がある。

(付載)

〔承久三年四年日次記〕 承久三年六月十日癸亥

主上、三院、兩宮、女院還御高陽院殿、

○「百鍊抄」「吾妻鏡」同日条にも同様の記事がある。

(付載)

〔吾妻鏡〕 承久三年六月十五日戊辰

陰、寅刻、秀康・胤義等参四辻殿、於宇治勢多兩所

合戦、官軍敗北、塞道路之上、已欲入洛、縦雖有万々事、更難免一死之由同音奏聞、仍以大夫史国宗信(北条泰時)祢為勅使、被遣武州之陣、新院兩院土御門、兩親王令遁于賀茂貴舟等片土御云々、

○幕府軍入洛により雅成親王ら避難。

(付載)

〔承久三年四年日次記〕
承久三年六月十九日壬申

一院還御四辻殿、一条方土御門院、里小路新院、六条冷泉
兩宮皆還御本所、是高陽院殿敗軍隱籠之由、武士依成疑殆也、

三三 〔河内金剛寺本明義進行集〕二 雅成親王書狀

一日七日之行、一心不乱之様難存知候、罪惡生死ノ凡夫ノ心、一時猶易乱候歟、彼不乱ハ定メテ其義候歟、

可承候、又現在ノ事ナレハトテ、他仏ニモ神ニモ祈ヲモ勤ヲモスルハ雜行ナレハ、往生ノサハリニモ成ヌヘク候歟、又現在ノ事ハ別ノ事ニテ、後生ノ勤トテハ念仏ハカリナレハ、不可有苦候、申覽毎事可被計仰候也、

恐々謹言、

(承久三年)
八月十日

(雅成親王)
在御判

律師御坊

○法然上人行狀繪圖四十四は「承久三年のころ」とする。

三四 〔増野春氏所藏文書〕 北条義時書狀

田結庄濫妨事、被停止御下知狀猷覽之、恐々謹言、
(承久三年)
閏十月九日
(北条義時)
陸奥守 (花押)

三五 〔仁和寺文書〕 関東下知狀

可令早停止為但馬国多氣地頭沼田三郎并三方郷地頭
渋谷三郎・日景郷地頭越生馬允等巧新儀濫妨御室御
領同国新井庄領事、

右、訴状云、当庄領散在多氣下郷一丁七段、三方郷七
丁余、日景郷七段之処、各称郷領致妨之間、当庄民等
疲兩方之責、失廻土之計、寺領滅亡畢云々者、事若実
者、彼傍郷地頭三人面々押領新井庄領之条、甚不穩便、
悞停止自由新儀、如本為新井庄領、可令安堵土民之状、
依仰下知如件、

貞応元年七月七日

陸奥守平(北条義時) (花押)

○「多氣下郷」は市域と推測される。

三六 〔島田家文書〕 宣陽門院親王子内所領目録

一斤分

〔中略〕
但馬国木前庄

〔下略〕

○この文書は年月日不詳であるが、文中に貞応三年八月十日の記載があるので、それ以降のものによりここに収めた。本所領目録には「斤分」の所領のほか、「女房別当三位家領」「新御領」その他の所領が記載されている。

三七 〔明月記〕 嘉祿二年十月十一日

天晴、雜人説云、六条宮御出家、著黒衣儲大檜笠、成
逃去之計給、武士見之奉籠、依此事京中黒衣法師可停
止由、武家致沙汰云々、

三八 〔民経記〕 嘉祿二年十月二十二日

廿六日下、六条宮御出家云々、去九月比云々、但馬国
御也、

(付載)

〔皇代曆〕^四 後堀河天皇 嘉祿二年六月二十一日

三品雅成親王於配所但州御出家、廿七、

(付載)

〔本朝皇胤紹運錄〕

^{第八十二} 後鳥羽院^{諱尊成、治十五年、} 雅成親王^{三品} 嘉祿二十二出家、廿七、

三九 〔門葉記〕 雜決一の三 督三品遺領目錄

被載寛喜官符其状云、

応任比丘尼観如讓、為無品尊守親王家門跡領諸国庄園

伍箇処事、

(中略)

但馬国老所

氣比水上庄

(中略)

右得観如今月廿日解状符、件庄園伍箇処者、観如相伝之私領也、多年領掌之間、敢無他妨、而今病入五内、命在一瞬、平生之時、為定遺跡事、相副調度文書等、永所讓進于養君綾少路無品親王家也、是則雖有所生之長女、別所令進御門跡領也、所詮於離懇志、偏奉憑其^(受)級引之故也、然則為停止向後之濫妨、宜為相伝之御領也、望請天裁、任申請之旨、為法親王家御領、更不可有牢籠之由、欲被成賜官符者、右少弁藤原朝臣信盛伝宣、權中納言藤原実基宣、奉勅依請者、

寛喜三年四月廿五日 左大史小槻宿禰判奉

○無品尊守親王は土御門天皇の皇子。

四〇 〔仁和寺文書〕 四条天皇繪旨

仁和寺南院領但馬国新井庄申狭沼庄田事、件庄已被願

倒了、縦雖為庄号、於新井庄田者、任旧跡可返進之由、被仰下了、此上停止庄号了、不可有相違之由、寺家可存知者、天氣如此、以此旨可令申入給、仍執達如件、

貞永元年十月三日
(源通) 中宮大夫(花押)

大藏卿法印御房
(良信)

追申、

但馬国狹沼庄被顛倒候了、此上新井庄田不可有牢籠之儀候歟、若猶可申請論旨者、隨□(仰之)可書進候歟、

四 〔華頂要略〕 五十五 慈源所領注文

一 無動寺領

(中略)

寄進所

(中略)

但馬国

小田井社

(中略)

天福二年八月 日注進之、

判

已上月輪僧正自筆本令書写之、觀応二年三月五日記、

○慈源は第七十七、七十九代の天台座主。父は九条道家。右の注文の所領は「無動寺領」のほか、「三昧院領」「常寿院領」「大成就院領」その他の項目に分けて記載されている。

四 〔光行寺文書〕 円空願文 (光行寺本尊阿弥陀如来像胎内文書)

奉納 御身中御仏(数)□

一万七千四百九十七鉢

右相当比丘尼覺智存生之間、自誕生日至于入滅日々数、為滅日々罪障、相当彼日数、弥陀垂哀憐引導□□□□□

沙門円空記之、

延応元年二月十三日

四三 〔平戸記〕 仁治三年三月二日甲申

霽、已剋許參六条宮、其後久不參之故也、數刻入見參、
被仰世事、随分又所存執申了、申剋許退出、

○平経高、雅成親王を訪ねる。親王は、これ以前に在京して
いたものと思われる。なお『平戸記』によれば経高はこ
年、度々親王を訪ねている。同書六月十二日、九月十四日、
十二月二十四日条参照。

四四 〔平戸記〕 寛元二年七月二十四日壬戌

予逐電参修明門院、六条宮自去廿日御参住云々、仍為
入見参所参也、先謁女房局、談話、不経程出御、依召
参御前、良久有御物語、秉燭帰畢、

○雅成親王は当時、生母修明門院と同居していた。なお『平
戸記』によると、平経高はこの年度々親王に参候している。
同書二月三日、三月十八日、八月三日・九日・十三日、十
月二十日、十一月八日の各条参照。

四五 〔平戸記〕 寛元三年三月二日丁酉

天晴、(中略)参六条宮、只今可有御参修明門院云々、
御出立之間物念也、然而被召御前、被仰世事、良久入
御了、仍退私、于時申剋也、

四六 〔平戸記〕 寛元三年十二月二十日辛巳

晴、已剋許参六条宮、先謁御乳母尼上、万事申承、尼
上云、自所々有夢想之記文、取出被見之、又南都神詣
事被語、不能委記、次入見参、心閑有被仰下事、又申
上畢、其中今晝有御夢想事云々、委被語仰、不可説之
吉兆也、幸甚々々、日没之間退出、

○雅成親王の在京を示す最後の史料。なお『平戸記』によれ
ば平経高はこの年度々、親王を訪ねている。同書正月十八
日、二月十二日、三月二十二日、四月十七日・二十三日、
五月十一日、六月三日、七月十三日、八月一日・十四日、
九月十三日、十月十五日・十八日、十一月二十二日の各条

参照。

〓 〔九条家文書〕 沙門行慧九条道家願文

佛子阿闍梨（九条道家）行慧稽首和南、三世十方尽虚空法界、一切諸佛・大菩薩・摩訶薩埵・諸明王忿怒聖衆・梵王・帝釈・四大天王・十二大天天・護世八天・大黒天神・堅牢地神・大弁才天・大吉祥天・聖歡喜天・散脂大將・廿八部鬼神大將、一切護法天王天衆・諸善神王、更復驚覺、二所太神宮・八幡・賀茂・松尾・平野・稻荷・春日・大原野・吉田・日吉・北野天満天神・五畿七道權実諸神・七廟聖靈・代々列祖等、三業一心恭敬白言、（中略）故今対十方三宝敬立誓、佛子行慧若危国位、謀重事、奉立六条宮、欲行入内事、以此計略達于関東、若又関東發起陰謀、雖示其趣、偽称不聞、或自是示遣、或自彼申送、共偽称申不存之由、三日若七日

之中、上所奉請之宗廟社稷之神明、十方一切之三宝、一々照見我五躰身分、若有所犯者、受冥罰神罰、廻三途八難、立誓已畢、（中略）佛子行慧帰命稽首敬白、

寛元四年六月廿六日

佛子阿闍梨行慧

〇 九条道家、雅成親王擁立の噂が事実無根であることを神仏に誓う。

〓 〔百鍊抄〕 建長七年二月十日丁丑

但馬宮雅成親王、後鳥羽院皇子、於配所但馬令入滅給、

〔付載〕

〔私家集大成〕 雅成親王集

六条宮 雅成
竹園御歌（原）

霞

やまひめのしろあさころも春くれば ひとひもかす

みたゝぬ日はなし

残雪

あしひきのやまのしらゆきゝえぬらし　てる日にま

さるたにかはの水

海辺霞

あまをふねわかうらとをくいてぬなり　かすみにき

えてかへるかりかね

柳

はるかせのゆるく吹にもみたれけり　あはをによれ

るたまのをやなき

帰雁

かへるやまみねのかすみの中そらに　をちこちしら

ぬ春のかりかね

花

くれなゐのうすはなそめの山さくら　ゆふ日うつろ

ふくもかとそみる

うちきらしゆきはふりきぬたかまとの　やまのさく

らにかせやふくらむ

河歎冬

おりてみむことたにおしき山ふきの　はなのうへこ

すゐてのかはなみ

更衣

さくらいろのかたみのころもぬきかえて　ふたゝひ

花にわかれぬる哉

杜郭公

いろふかきなみたをかりてほとゝきす　わかころも

てのもりになくなり

河五月雨

ふりそむるけふたにふかき五月雨に　あすか(一字抹消)のか

はをいかてわたらん

海辺曉螢

をしてるやなにはのみつのあまのとを　あけかたち

かくゆくほたる哉

夏江月

なつかりのたまえのあしのみしか夜に ひかりとゝ

めぬありあけの月

河晚涼

みやまより風ふきおろすそまかはの くれゆくまゝ

にすゝしかりけり

夏草

しのすゝきほにこそ秋の見えねとも くるゝ夜こと

につゆけかりけり

早秋

わかそてのほかにもつゆやこほるらむ あきくるよ

ひのおきのうはかせ

七夕

けふといへはくるゝもをそきひこほしの ゆきあひ

のはしをまちわたりつゝ

萩

さをしかのあさふすをのゝ秋はきを おるとはなし

におりやしつらむ

夜雁

むはたまのよわたるかりのこゑすなり いまはたは

きのつゆあまるらむ

鹿

わかことくねさめやすらし秋風の 身にさむき夜は

しかもなくなり

湖上霧

さゝなみやしかのうらまつきりこめて かへるさまよ

ふおきのつりふね

月

ひさかたの月のかつらのしたもみち ちらぬかけしも

てりまさりけり

海辺月

わたのはら山のはしらてゆく月は あくるそらこそ
かぎりなりけれ

夕紅葉

ゆふつくひさすやをかへのはゝそはら しくれしま
ては色なかりけり

虫

かへにおふるくさのなかなるきりくす いつまで
つゆの身をやとすらむ

夕時雨

くもりなきかけたにさむぎ冬の日の かたふく山に
しくれふるなり

江上落葉

ちりかゝるこのはのいろのふかきえに くれなゐく
ゝるにほのしたみち

水辺寒月

いしはしるたきつやまかはゝやきせに こほれる月

のかけそくたくる

千鳥

恋わひてひとりしゆけはいもかしま かたみのうら
に千とりなくなり

杜間雪

神さふるもりのしめなはうちはへて くる人なしに
ゆきはふりつゝ

巖暮

いろみえてゆきふりつもりぬるとし月は わかくろか
みにあらはれにけり

夕旅

かへりみるわかふるさとのやまのはを くもゐにな
していつる月かけ

しらくものやへ山こえてみわたせは くるゝもおし
きふるさとのそら

恋

さをしかのつめもかくれぬ春くさの　はつかにみえ
てあはぬ君かな

さのみよものちの世まてはつらからし　いのちそ人
のわかれなりける

未逢恋

やま河の日かけの水のあさこほり　とけなて人の猶
つれもなき

忍恋

人めもるそてのなみたのたまかつら　かけてもしら
しゝたにこふれは
なにはめかたくやすくものしたおもひ　いろこそみ
えね身をこかしつゝ

忍久恋

わか恋はみ山かくれのむもれ水　としはゆけともふ
ちせともなし

逐年増恋

たのめつゝへにけるとしのはることに　いくしほま
つの色まさるらむ

不見恋

あふさかのせきのし水やにこるらむ　かけたに人の
みえぬころかな

寄閑恋

あふさかはわかゝよひちのせきなれば　つれなき人
のもらぬ夜もなし

寄草恋

わたつうみのおぎつしほあひにかるくさの　みるは
かりにてあふよしはなみ

述懐

ねてもゆめねぬにもゆめの心地して　うつゝなる世
をみぬそかなしき
いけにおふるみくさのうへの春のしも　あるにもあ
らぬよにもふる哉

かせかよふ草の葉すゑのしらつゆの おきてもねて
も身をくたきつゝ

寄風述懐

露の身のをきところこそなかりけれ 野にもやまに

も秋風そふく

寄松述懐

さひしくてふりぬるものはみの山の ひと木のまつ
とわれとなりけり

無常

このよをはいかにたのまむあさはら 昨日のつゆ
もかせをまつらむ

法文歌中に、月

ひさかたのそらのひかりはくまもなし 心の月のい
つかはるへき

(三行分空白)

○この集の諸作は作風から配流後の制作と推定されるので、

ここに収める。

咒 「正木文書」 得川頼有讓状

ゆつりわたす所りやうの事

(龜) 毛
かめわう丸所

一 (上) (野) かうつけの国新田庄内とくかわのかう、よこせのか
(郷) (江) (田) (村)
う、下えたのむら

一 (但) (愚) たちまの国上三 (江) 庄東方

(相) (懃) 一 さかみの国永用のかう (中) (郡) (長) (持) (郷)

右新田庄内の所りやうらハ、重代さうてんのしりやう

也、上三江庄ならひに永用のかうハくんこうの所なり、

しかるにせんねんのころ、女子源氏ニゆつりたひて、

(安) (懃) あんとの御下文を申あたへ候、こゝにま (孫) こかめわう丸

ハかの源氏のしそくたるあひた、これをやうしとして

ちやくしにたて、御下文并て (手) (繼) (文) (書) つきのもんそうをあひそ

へて、やうたい(永代)をかきてかめわう丸にゆつりわたすと
ころ也、たゞしき(京都)やうと大(番)へんハ大事の御公事たるに
よりて、ふけん(分限)にしたかひてかめわう丸かはゞ并こけ
ふんにもはうれいにかかせて、所(用)のようとう(途)をはいふ
んすへし、仍子ミ孫ミにいたるまで、さうゐなくなりや
うちすへき状如件、

文永五年五月卅日

散位源頼有(得川)(花押)

五〇 「東大寺文書」十四ノ 東大寺学侶等越訴状案

〔端裏書〕
「越訴状案」

(付箋)

弘安二年

東大寺学侶等越訴申

欲寺領美濃国茜部庄地頭請所并年貢絹・綿納法等、

依奉行人人沙弥見蓮非勘、所被成下去年十二月八日御

下知状条々、為難堪、所詮任本式、以見絹・見綿、

云分量、云济期、無相違可進济由、蒙御成敗子細
事、

(中略)

右、御下知状云(中略)其失何事哉、難堪無極之愁
訴也、情尋傍例、但馬国新田庄者、領家三条太政僧
正実雲与地頭甲斐(為連)三郎左衛門尉不知所務相論之時、
於年貢之見物色代者、可任本所意之由、去建治元年
歟、関東御成敗了云々、彼地頭当時引付衆也、傍例
顯然者歟、至于当庄、何始被称折中之儀、可被定絹
色代之分限哉、今此傍例者、去年十一月十四日学侶
列参時、於引付座令申了、依當時之傍例、任往古之
式法、云見物、云納期、可致弁之由、有御下知之条
全不可為難題、(中略)具勸子細、企越訴之状如件、

弘安二年正月 日

○東大寺領美濃国茜部庄における地頭との裁判で、東大寺側
は但馬国新田庄の具体例を傍例として、自己の主張を補強
している。なお、この文書の後半部分は東京大学文学部所

蔵文書である。

五 「東大寺文書」

十三 伴頼広陳状案

〔端裏書〕
「蒔了庄地頭陳初度 到弘安二五十四」

東大寺領美濃国蒔了庄地頭代伴頼広弁申

且准先規傍例、且任問答道理、被停止雜掌条々非理

越訴、守御下知状、欲令庄務当庄請所乃貢間事、

件雜掌解云、(中略)寺門大過失、地頭者有利潤之徳

云々、有限年貢百疋・千兩無退転之上者、以何可称大

過失哉、地頭方者日来納法加増乎、可有何利潤之徳哉、

吹毛申状、尤以所仰高察也、次新田庄傍例事、為枝葉

之間、不能陳答者歟、(下略)

弘安二年四月 日

五三 「但馬国大田文」

但馬国太田文(マヤ)
太田太郎左衛門尉政頼
弘安八年之註進

(中略)

養父郡

当国三宮 領家関東御分預所地頭神主水谷左衛門大夫清有
水谷大社 六拾九町三反内

(中略)

神田 五拾八町四反内

社田 四十八町内
流失廿五丁四反百十分
見作廿二町五反二百五十分

散在分

安美郷 六町二反内
二丁大般若田供僧二口分
四丁二反六月臨時御祭田

(中略)

善住寺庄 壹丁 大般若田供僧一口分

(中略)

已上五十八町四反

気多郡

(中略)

気多郷 百十一町三反二百廿四分内

上郷 二十八丁五反二百八十分
地頭沼田小太郎入道願西
八幡宮神人免七丁八反

(中略)

下郷 七拾三町七反二百九十六分地頭同人 神人免十六町四反

常荒流失 八町二反二百五十四分

権門佛神田 十四丁三反百四十分

舞人并新井庄国役人等 七町三反小四十分

地頭給 三町二反半拾分

定田 三十四町五反二百七十二分

(中略)

狭沼郷 三十四丁二反大公文八木九郎左衛門尉高貫御家人 八幡宮神人免十二町四反小

常荒流失 六反百卅六步

神田 四反

人給 三町二反

散在入免 八反百十分

定田 廿九丁一反三百五十四分

(中略)

下賀陽郷 五十九丁四十一分内地頭二人

地頭給 五丁二反

郷司佃 七反

官使田 二丁

井料 一丁

徵使田 一反

定田 五拾丁四十分内

上村 廿七町三反地頭河越修理亮跡

地頭給 二丁六反

公田 二拾三丁七反

下村 二十七町三反地頭野元孫三郎

地頭給 二丁六反

公田 廿三町七反

小山田寺 三丁国别当水落太郎重方跡御家人

(中略)

上賀陽庄 十七町六反三百廿八分地頭二人

南方地頭 小林三郎入道

北方地頭 同三郎次郎真重

出石郡

(中略)

熊野本宮領 国别当南左太郎高春御家人
鉢山寺 六町八反二百四十步

佛神田 二丁四反

定田 四町四反百四十分

(中略)

領家真言院僧正 預所佐渡入道禪海
法金剛院領 下司香住孫太郎入道淨阿御家人
大内庄 六拾町貳反百八拾分 公文金覺注文定

流失 二丁百五拾分

佛神田 一丁五反

人給 三丁貳反

定田 五拾三丁五反三十分已上金覺注文定

但如下司香住孫太郎入道淨阿注文者、定田九拾丁、其外
新田二拾町、又下司開発之奥野村新田三十丁、為預所押

領云々、

惣田數 百四十九町畝

悲田院領 領家方丈御房 地頭八木三郎左衛門入道真阿
善住寺庄 三拾丁 御家人

不出注文之間、任古帳註進之、

(中略)

地頭大江氏 出石三郎信政嫡女長右衛門四郎長連妻女
安美郷 七拾六丁七反六拾分内

佛神田 二十町九反二百八拾分

地頭給 五町九反三百二分

別名田 五町六反百八拾分

次女分 三丁 安芸之助光直後家

三女分 三丁 沼田小太郎入道願西妻女

四女分 二丁 大内庄預所佐渡入道禪海妻女

成支名 八町五反 信政次男孫三郎左衛門尉政光分

安富名 七町百三十分 三男孫三郎信繼分

成支名 四丁七反二百分 四男五郎信長分

福成名 三町八反小被付下地於水谷社云々

定田 八町七反二百七拾分

(中略)

城崎郡

八幡宮領 下司安良太郎安景御家人
壽永寺別宮 二町四反

不出注文之間、任古帳註進之、

同領
大石別宮 三町三反 破失

神田 二町七反小

人給 五反大

熊野山領 下司兼公文宮井太郎兵衛尉盛長御家人
福田庄 二拾貳町七反三百分

神田 六反小

下司公文給 各一町

定田 二拾丁一反百八十分

山門無動寺領 領家日向律師昌範 地頭新藤五郎三郎盛綱
小田井社 三十一町三反八十分

佛神田 二拾五丁一反三百廿分

領家所当 五町五反大 内分田二反

徵使給 壹反

地領給 貳反大

領破失前家旧地跡、但山莊共不預御下知、
長講堂領 地頭南部太郎次郎入道行蓮
城崎庄 七拾四丁六反

所々入免 二十三町五反

佛神田 六丁壹反

人給 十八町二反半

定田 二拾六町七反半

不出注文之間、任建治二年注文註進之、

同堂領 領家三条太政入道殿御女子 地頭肥後三郎兵衛尉為重跡
新田庄 百六拾四町百六拾六分内 但中分地

領家方 百四町七反百廿分 但除公文分定

常荒 壹町

寺田 十二町八反百六拾分

神田 六町六反二百四拾分

人給 四丁八反

井料 壹丁五反

定田 七拾七町九反八拾分 已上領家方

地頭方 五拾九丁三反五拾六分内

一分方 地頭肥後三郎左衛門為重女子周防守妻女
二拾四町八反小

佛神以下除 六丁五反小

定田 十八町三反

二分方 地頭甲斐入道為連後家尼四億
十七町四反小廿八分

佛神以下除 四丁一反小廿八分

定田 十三町三反

三分方 地頭為重女子伊賀局
十七町小廿八分

佛神以下除 三丁七反小二十八分

定田 十三町三反

公文分 二拾四町二反百四十分 東西在之
伊藤三郎左衛門入道 關東給

度々雖相触、物不叙用之間、不及註進、可有御尋所
存旨也、

平等院領 殿下渡庄 下司奈佐太郎高春御家人
樋爪庄 公文宮井太郎左衛門尉盛長
六拾九丁五反百七拾分

但雖有兼作公田注文、圍領之間除之、

妙首院領 領家浄土寺僧正房 地頭河越太郎藏人重氏
大浜庄 三拾六町一反半

佛神田 七反

地頭給 三町

定田 三十二町四反半

不出注文之間、任古帳註進之、

法勝寺領 領家真乘院僧正 預所教王院三位法印
下鶴井庄 公文太田左太郎政頼 田所下鶴井三郎秋正御家人
二十六丁一反百十分

河成 八丁八反式百三十五分

佛神田 九反

四庄官雜免 三町八反百六拾二分

定田 十二町五反十三分

白川千赫阿弥陀堂領 領家左兵衛督局
氣比庄 地頭太田太郎左衛門尉政綱跡
五十町一反式百九十分内

氣比村 地頭太田左衛門太郎政頼
三十四町三反二百五拾分

上山村 地頭藤藏人重直
四町三反三百五十分

立野村 地頭太田左衛門次郎政員
十一町二反五拾分

本庄村畠 地頭太田左衛門三郎政光 六町四反

相博保 三拾九町四反二百四分 地頭蛭河左衛門尉

人給 七反

地頭給 三丁五反三百十九分

定田 三十五町一反二百四十五分

得次保 十四町五反六拾分 地頭西条十郎太郎

神田 二丁五反六拾分

地頭給 三町

定田 九町

樋爪国領 下司奈佐太郎高春御家人 公文宮井太郎兵衛尉盛長 八十町四反百三十分内

春光加候 (作九) 四十七町二反五十分

城崎夫免 十六丁

藤延寺 六丁九反三百五十分

河会 十町五反

杭野保 一町六反三百分

田結郷 三町四反百六拾分内 地頭平井小太郎入道

温泉寺 九反小 国别当教蓮

小社 七反小 国神主祝下次官資経

公文給 三反 地頭下野三郎頼泰同舍弟江五郎太郎政経

定田 一町四反二百八十分

領家 東方二位律師実秀 案主八木五郎兵衛尉高秀御家人 西方因幡法眼

上三江庄 百四拾三町二反百七拾分 公文職相論御家人

荒田 六丁四反大八分

佛神田 十三町百八分

人給免田 十五町老反

定田 百八町二反二百分内

地絵 九丁八反二百三拾分

御服田 九拾八町三反三百三十分

領家巖殿大臣家 地頭安芸左近藏人重近女子
田結庄 八十町六反

佛神田 拾町六反

定田 七拾町

松尾社領
下三江庄 五拾四町三反三百分号鎌田庄

不出注文之間、任古帳註進之、

(中略)

右註進如件、抑隨催促出注文之所者、就其狀註進之、

度々雖相触不叙用輩事者、雖須注進言上、日數延引之

条、依有其恐、且任建久・建治之帳註進之、於田 破

失 地者雖不被仰下、至前田代 破失 所入之彼畠地

也又雖帶地頭職 破失 本自令勤仕御家人役來輩 破

失 注分之、謹令註進言上之狀、如件、

弘安八年十二月 日 守護人大江 破失

三三〔祇園社記統録〕十 快円源有家連署配分狀案

讓渡 父母私領跡事

一 快円分

(中略)

一 有家分

(中略)

檀那

(播磨) 東方安田内高氏寺大門ヨリ東英山マテ、并河台西
当国条・字二・福田・大山・神田・佐与・香山・田原

但馬国 国府・室野・名佐、
八木・宇塚・大屋、

丹波国 因幡国 美作国

一 正一殿分

(中略)

一 賀茂女房分

(中略)

一 千与殿分

(中略)

右、任遺言之旨、為後証、於一門之前、依為所令配分
之丸、面々所被加判実也、但庶子分至広峰公事者、載

于書分之外へ、万雜公事為有家之沙汰、全不可懸之、又檀那饗用事、無別宿之裡者、面々可為本宅屋主、更不可厭之、又山上別宿之時者、以前契約、公事用途不可懸之、若背此旨、致違乱人者、可為不孝之仁、彼所領ヲ取返、可被配分子自余兄弟、凡其時及訴訟者、為別罪科矣、仍配分之状如件、

正応二年丑五月 日

僧快門判

源有家判

証人

僧快増

僧快賢

○この文書は遺言に従って屋敷田畠、所從、檀那を快門・有家・正一殿以下に配分したものである。

五 〔清水寺文書〕 関東下知状案

〔端裏書〕
〔関東御下知案 氣比水上庄之事〕

但馬国氣比水上庄雜掌行如与地頭大田左衛門太郎政頼
相論所務条々

一 正吉名事

右訴陳之趣、子細雖多、所詮、於当庄者、云下地、云所務、条々致相論之処、去弘安五年二月相互就出和与状、同年七月九日於六波羅成下知状畢、爰如彼状者、恒重・為延・正吉事、令公平、於下地者、領家地頭共可致沙汰之、而恒重・為延兩名者、任下知状、無其煩、限正吉名、政頼背下知状、致押妨之由、行如申之処、於正吉名者、亡火政綱同本名主為員之平名負物代取流畢、而問依讓与大江氏、給安堵御下文畢、有限於年貢者、不可有懈怠之旨、政頼雖陳之、不備進讓状并御下文之間、非^無不審之上、政綱者、弘安四年死去畢、政頼就出和与状、給下知事者、同五年也、於令各別者、争可書載和与状哉^是、次彼名者、為地頭一円之地、令知行之旨、載陳状畢、於然者、何取負物代之由可申之哉、前後之陳詞令参差了、無理之所致歟^是、次云和与状、云下知状、書載正吉

名之条、又以分明也^三。然則政頼難遁下知違背科、仍於当庄政頼知行分者、宜被召上矣、

一 重領名田事

右如同和与状之、彼重領名田等、自今以後、補置名別一人之百姓、可令究濟御年貢畢課役也、^(并カ)若件百姓等中、尚以有不法之輩者、随被雜掌注申、可令改補其職者也矣、而於彼名々者、地頭一方令進退之由、行如申之処、随注申、在所可被其沙汰之旨、雖載度^(タカ)之陳状、不注申之間、不存知之旨、政頼所陳非無子細、仍不注進名字之間、當時不及沙汰焉、

一 一色畠事

右当庄一色田地者、一向可為領家進止旨、政頼就載和与状、被成下知状之、任彼状、政頼代官左近入道好忍、立堺令打渡畢、至件堺田畠者、可准一色田之由、行如申之処、好忍不相触正員、為代官之身、打渡田畠之条、難被信用之上、縱雖打渡田地、争可混

領畠地哉、於当庄畠者、云山畠、云惣畠、領家地頭相共可致沙汰也、載和与状之旨、政頼陳之者、一色田内之畠地者、令各別否尋問当国之例、可有左右矣、

一 河海漁事

右行如則至漁者領家・地頭相共可致半分沙汰之由、^(先)被載者下知之旨申之、政頼亦於鵜繩魚者、可為所載和与状之間、可為地頭進止由陳之者、至河海漁者、^(先カ)准去下知状、相共可為半分沙汰矣、

一 西光寺畠事

一 杳繼畠事

一 白山社事

一 新羅宮事

右已上四个条、行如則於当庄者、仏神講田畠者、可為領家進止之由申之、政頼忽於地頭寄進分者、可進止之上、於田地者、不載和与状之旨陳之、爰如先下知状者、惣神主并惣講師職及神田講田等事、任先例、

同可為領家進止、但於地頭寄進地者、可為地頭進止之者、彼畠者、領家寄進之地内也、而地頭背下知狀押妨由、行如申之、爰於田地者、雖載和与狀、至畠者除之畢、当庄畠者、相共可致沙汰之由、下知狀分明之旨、政頼雖陳之、為領家進止内条、政頼不論申之間、難混領惣畠歟、仍所為領家進止矣、

一 清水寺畠事

右、行如則為領家進止之由申之、政頼亦有由緒、地頭知行之由雖陳之、所立申証拋之間、領家進止之条、無異儀歟、仍可領家進止焉、
以前条々、依鎌倉殿仰、下知如件、

永仁元年九月十二日

陸奥守平朝臣(北条貞時)在判

相模守平朝臣(北条貞時)在判

○この文書には、「氣比水上庄」とあるが、「但馬国太田文」などには「氣比庄」が見える。

五 「九条家文書」 後深草院院宣

(納帳書)
新田庄半分事 永仁五 十 廿三

但馬国新田庄半分可有御知行之由

院宣候也、此旨可令申九条姫君給、仍執達如件、

永仁五年十月廿三日

(中御門)
為方

謹上 二条宰相殿

六 「鹿王院文書」 北条貞時下文

(包紙ウ入書)
造宮料所御下文

(折紙)
花押(北条貞時)

但馬国鎌田庄事、当寺造宮之間、為祈所、可被致沙汰之由候也、仍執達如件、

永仁六年正月十三日

果暁奉

建長寺沙汰人御中

五 「九条家文書」 撰錄渡莊目錄

御撰籙渡庄目六

一 氏院領

(中略)

一 平等院領

(中略)

但馬國

細工所料所、行職拜領之、
樋爪庄 年貢上絹五十五疋 次絹員數不定、

(下略)

○この所領目錄は「氏院領」「法成寺領」などの項目に分けて記載されている。なお、この文書は年号部分を欠くが、嘉元三年四月のものと推定されている。

五 「龜山院崩後仏事記」 龜山上皇佛事用途定文

見返し書
御佛事并用途事

条々

(中略)

一 御佛事用途事

院御方 讚岐国十万疋

(中略)

女院 豊高庄二千疋

(中略)

同 氣比水上三千疋

前右府

(中略)

是以上、公衡依仰書之、

是以下宸筆也、

右、件庄々、中陰并一廻佛事析所也、此内已經課役、
或作事料所之由申仁有之、始終令知行者、何被致隨
分課役哉、多年奉公^(之)可志、可露顯此時之由、殊可相
触、若無故申子細之輩、定有後悔歟、此上加商量、
可被申沙汰、

嘉元三年七月廿六日

(龜山上皇)
御判

に分けて記載されている。

五〇 「竹内文平氏所蔵文書」

昭慶門院嘉子内親王御領目錄

御領目錄

一斤分

(中略)

一 大宮院御領

(藤原結字)

(中略)

土御門院御子 源惠僧正御年貢
氣比水上 五百疋

県主同

(中略)

右、所々可有御管領之由、院宣所候也、以此旨、可
令申入昭慶門院給、仍執達如件、

嘉元四年六月十二日

右衛門(督脱カ)
(吉田定房)

謹上 高倉前宰相殿

○この目錄の所領は「斤分」「安楽寿院領」など二十二項目

六一 「日吉社注進」

一 但島国木崎莊、当社領毗舍門堂内大臣僧正房、知行

權祝友仲奉行、元応元年十月 日、

○この文書は『莊園志料』による。原文書は所在不明。

六二 「三千院文書」 三千院門跡御領勘注並付属状

勘注言上

御門跡相承寺院本尊聖教山浴御坊□敷地并散在庄園

御頭等事(領カ)

実相院

(中略)

日吉社領

(中略)

但馬国上三江庄

(中略)

右寺院本尊聖教山洛所々御房舎諸国末寺庄園散在御領等、依仰勘註言上如件、

正中式年十一月廿五日

別当法眼任禪上

件寺院本尊聖教山洛房舎庄園所領等、或依相承知行、

或有由緒伝領、各相副調度文書、付属禪定皇子沙門

尊雲如件、

沙門(花押)

○この勘注の所領は、「実相院」「文珠楼」その他二十四の項目に分けて記載されている。尊雲は護良親王。

三三 「九条家文書」 花園院院宣

〔端裏書〕 新田庄事 嘉曆二 後九 十八

長講堂領但馬国新田庄事、就建長藤原氏状、雖被申子細、如永仁状者、於半分者可進女院之趣分明也、仍任

彼状姫君一期之間、相分知行折中之条可謂承諾、然者

早可令中分知行給之由

〔花園院〕 新院御気色所候也、以此旨可令申入九条入道(忠教)関白殿給、

仍執達如件、

嘉曆二年後九月十八日

(花押)

前左京権大夫殿

三三 「九条家文書」 花園院院宣

〔端裏書〕 「嘉曆二年」

但馬国新田庄折中事、任永仁例可有御知行之由

新院御気色所候也、以此旨可令申入給、仍執達如件、

〔吉巴〕 定資

後九月廿六日 前左京権大夫殿

南北朝時代

室

〔門葉記〕

卷一四〇
雜決一

妙香院門跡領并別相伝目錄

建武四年当知行安堵院宣被副之隆蔭卿封裏目錄也

(中略)

但馬国

大浜庄

(中略)

奉行入隆蔭卿筆
已上二十五箇所

建武四年四月 日

畚 〔広峯文書〕 広峯昌俊軍忠状案

播磨国広峯又太郎入道昌俊申軍忠事、今年三月大將軍

当国周遍寺仁御座之時、付御着到致軍功畢、其後御越

但馬国之間、昌俊者楯籠于広峯山之城、差進舎弟少納

言房長源・若党刑部五郎長利等、同四月四日着于但州、

同五月三日枚田河原合戦仁不惜一命致忠、同五六日於

丹波国佐治山致軍勞、又同十六日、但州氣比城合戦仁

長源被疵^{右股}畢、一所合戦之間、周防弥四郎・後藤佐渡

五郎等令見知之上、大將軍悉所有御存知也、然者賜御

証判、為浴恩賞言上如件、

建武三年五月 日

〔監判〕
「一見了(花押)」

今川駿河守頼貞
判卜云、

交 〔南禅寺文書〕

桃井盛義書下

南部彦次郎入道行猷申、当国木崎庄并小田井社地頭職

事、云本領段、云当知行事、所申無相違者、載起請之

詞、可被進請文候、仍執達如件、

建武四年七月八日

(桃井盛義)
兵部大輔(花押)

伊達孫三郎入道殿